

原子力発電所における不正記録問題等の 調査結果と再発防止について

平成 14 年 10 月 8 日
経 済 産 業 省

I. 経済産業省の調査結果

原子力安全・保安院において事案の分析と評価を行い、10月1日中間報告としてとりまとめ公表するとともに、原子力安全規制法制検討小委員会に報告した。

1. 東京電力の 29 案件

- (1) 立入検査、関係者からの聞き取り等を踏まえた調査の結果、16件について、問題を指摘すべき事案等であるとの評価。
 - ・技術基準維持義務や記録保存義務が遵守されていなかった可能性があるもの（6件）
 - ・国の指導に基づく報告を怠ったり、不実の報告を行った可能性があるもの（5件）
 - ・事業者の自主保安活動のあり方として不適切な面があるもの（5件）
- (2) 29件の事案のうち、ひび割れ等が存在する可能性があるシュラウド等の機器が現在でも使用されている11件については、保安院として安全上の問題はないことを評価し、8月29日に公表。現在、事業者による当該機器の自主点検に検査官を派遣し確認作業中。
- (3) 事案の調査に際し実施した東京電力本店及び原子力発電所への立入検査の結果、事案の背景として、他部門によるチェック体制、監査体制などが機能せず、経営レベルへの情報伝達も適切に行われていないことを指摘。

2. 新たに国に報告された案件（東北電力、東京電力、中部電力及び日本原子力発電の原子力発電所におけるひび割れ等）

当省として、報告徴収、立入検査等を実施し、調査を行ったところ、明白な不正はなく、安全性評価も実施されているが、国への報告が望ましかったとの評価。引き続き、関係資料等の内容を詳細に分析し、事案の解明に取り組んでいく方針。

3. 東京電力に対する行政措置

当省として、東京電力において品質保証システムが適正に機能していなかったこと、とりわけ全社的なチェック、監査体制が十分機能していなかったことを重く受け止め、10月1日東京電力に対して、このような事案を発生させたことについて嚴重に注意を行うとともに、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施等の行政措置を講じることを、文書にて指示。

Ⅱ. 外部委員会による評価及び改善策の提言等

1. 「東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会（委員長：佐藤一男（前原子力安全委員長）」の中間報告案が9月27日にとりまとめられた。概要は以下のとおり。なお、9月30日にパブリック・コメントの受付を開始。その結果を踏まえ、10月下旬に中間報告をとりまとめ予定。
- (1) 今般の申告案件の調査過程について検証したところ、結果として、2年間要した原子力安全・保安院の調査について反省すべき点が多々ありと指摘。
 - ① 初期動作（調査手順）

早い段階で申告者やその関係者への直接接触を行わなかったことは、調査手順上、問題。
 - ② 申告者の個人情報保護

氏名に関する情報など調査に必要でない情報や個人のプライバシーに関する情報を東京電力に示したことは極めて不適切。
 - ③ 法律に基づく調査権限（報告徴収等）の行使

より早い段階で行使すべきであった。
 - ④ 調査期間の間延び

申告調査委員会が長期間、開催されなかった時期があったことなど、申告2件に係る調査期間は相当程度短縮可能であった。また、申告2件とは別の27件に係る調査期間も短縮できる余地が十分にあった。
 - ⑤ 公表時期に対する基本姿勢

より早いタイミングで公表しようという基本姿勢が希薄であった。
- (2) 再発防止のため、今後の改善策を提言。
 - ① 外部有識者からなる申告調査委員会を本年10月中を目途に立ち上げる。

- ② 申告内容・調査結果について、案件の内容、処理状況に応じて、申告調査委員会の意見を踏まえつつ、できる限り早い段階で公表していく。

2. なお、今般の申告案件の調査過程に関する外部委員会の厳しい指摘も踏まえ、9月27日、当省関係者を処分。

Ⅲ．再発防止策の検討

1. 「原子力安全規制法制検討小委員会（委員長：近藤駿介（東京大学教授））」の中間報告案が10月1日にとりまとめられた。10月4日にパブリック・コメントの受付を開始。その結果を踏まえ、10月下旬に中間報告をとりまとめ予定。
2. かかる事案の再発防止のために、今後の原子力安全規制行政のあり方に関し法令に関する事項を中心に以下のとおり指摘。
 - ① 原子力安全規制のルールの明確化
 - ・ 事業者が行う「自主点検」の実施とその記録・保存の義務付け
 - ・ 事業者が行う「自主点検」の実施体制について国による審査の導入
 - ② 設備の健全性評価の義務付けと評価基準の明確化
 - ③ 組織的な不正行為に対する罰則の強化
 - ④ 事業者の安全確保活動における品質保証の確立の義務化
 - ⑤ 申告制度の運用改善
 - ⑥ 地域住民等国民への説明責任の確実な遂行（軽微な事象に係る情報の公開、共有化等）
 - ⑦ 原子力安全規制行政の体制の充実

Ⅳ．当面の対応

経済産業省としては、早急に電気事業法の改正、技術基準の整備、原子力安全規制行政の体制の充実、申告調査委員会の立ち上げ等の対策に取り組んでいく方針。

(参考) これまでの経緯等

I. 東京電力の原子力発電所における不正等に係る29件の事案

1. 事案の概要

- 東京電力の福島第一、福島第二、柏崎刈羽の各原子力発電所のうち13基※の原子炉に係る自主点検記録について、不実記載等の29件の不正の疑いがあることが原子力安全・保安院の調査により判明。

(※福島第一1号～6号機、福島第二1号～4号機、柏崎刈羽1号・2号・5号機)

- これらは国が直接立ち会って検査する対象ではなく、原子炉の安全性に重大な影響を及ぼすものではない。ただし、機器のひび割れ等が現在も残っている可能性のある11件については、念のため当省が安全評価し、直ちに安全性に重大な影響を与える可能性はないと判断し、8月29日、結果を公表。(シュラウドにひび割れ等の疑いがある運転中の原子炉(福島第一4号機、福島第二2～4号機、柏崎刈羽1号機)は、地元の意向を受けて事業者の自主的な判断により順次運転停止。)

2. 調査の経緯

- 平成12年7月に通商産業省(当時)は、米国GE子会社の元社員から点検記録の書き換えなどの不正が行われた旨の申告(情報提供)1件を受けた。当省は、直ちに東京電力に連絡するとともに、申告者からも新たな申告案件1件と当初の申告案件に関する追加情報を得て、数次にわたり事実関係の確認を求めてきた。しかしながら、東京電力は調査に非協力的であり、調査は難航。
- このため、当省は平成13年11月頃、作業を行ったGE子会社に対しても調査への協力を要請。平成14年1月から申告者の情報の裏付け情報を徐々に入手。より確実な裏付けを得たことから、改めて東京電力に対して追及を行ってきたところ、東京電力は、8月に入り申告案件2件を含め不正の疑いがある案件が29件あることを認め、関係する原子炉の名称等を当省に開示。

3. 対応状況

(1) 立入検査の実施・事実関係の解明

- 東京電力の福島第一、福島第二、柏崎刈羽の各原子力発電所に対して、9月2日から9月4日まで、当省職員による立入検査を実施。9月6日には、東京電力本店に対する立入検査を実施。立入検査等を踏まえ、9月13日、保安院が暫定的な調査結果を公表。(東京電力は、9月17日、社内調査結果を発表。)
- 10月1日、事実関係の解明のための調査結果を中間報告案として保安院がとりまとめ・公表。
- この事実関係の解明を踏まえ、10月1日、平沼経済産業大臣から南東京

電力社長に対して、今般のような事象が発生したことについて嚴重に注意するとともに、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施等の行政措置を講ずることを文書にて指示。

(2) 総点検の指示

- 8月30日、その他の電力会社含め原子力事業者16社に対して、同様の問題が発生していないか総点検を行うこと、9月20日までに総点検の実施計画を提出すること、万一不正の恐れがある事案を発見した場合には直ちに連絡すること等を保安院から指示。
- 9月20日に各事業者から提出された総点検実施計画等に対して、9月26日保安院は、本年11月15日までに中間的な報告を行うこと、来年3月末までに最終的な報告を行うこと等を9月26日に指示。
- また、原子力事業者から自主点検作業を請け負っている関連事業者に対しても、総点検への協力を要請。

(3) 関係自治体への説明

- 8月29日の保安院の発表以降数次に亘り、保安院長、審議官等が、福島県、新潟県、青森県、及び関係市町村を往訪し、事案の内容、経緯、安全性評価等について説明。
- 事実関係の解明に係る保安院の中間報告、再発防止策に係る小委員会の中間報告案及び評価委員会の中間報告案を受けて、10月1日以降、福島県、新潟県、青森県、及び関係市町村を往訪し、説明を実施。

Ⅱ. 東北電力、東京電力、中部電力及び日本原子力発電の原子力発電所におけるひび割れ等に係る新たな事案

1. 事案の概要

- 9月20日、東北電力、東京電力、中部電力の11基^{*}の原子炉において、再循環系配管にひび割れが発見されていたことが保安院に報告された。(ひび割れが未修理のまま運転中の柏崎刈羽2号機、浜岡3号機は、事業者の自主的な判断により運転停止。)

(※女川1号機、福島第一1号～5号機、福島第二3号機、柏崎刈羽1号・2号機、浜岡1号・3号機)

- 9月25日、日本原子力発電敦賀1号機において、交換済みのシュラウドにひび割れの兆候が発見されていたことが保安院に報告された。

2. 対応状況

- 保安院は、再循環系配管のひび割れについて、東北電力、東京電力、中部電力の5つの原子力発電所に対して、9月21日・22日に立入検査を実施し、日本原子力発電の未報告の事案については、法律に基づく報告聴取を求めるなど、事実関係を調査。
- 東京電力に係る29事案とともに、10月1日に事実関係に係る中間報告をとりまとめ。